

公立大学法人敦賀市立看護大学における研究費の不正使用防止に関する基本方針

平成28年2月1日

公立大学法人敦賀市立看護大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に基づいて、本学におけるすべての研究費を適正に管理し、不正使用を防止するために必要となる事項を定める。

（責任体系の明確化）

- 1 不正防止対策に関する責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を学内外に周知・公表する。

（適正な運営・管理の基盤となる環境の整備）

- 2 事務処理手続きに関するルールや職務権限を明確化するとともに、研究費の管理・運営に関わる本学の研究者及び事務職員等の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境、体制の構築を図る。

（不正要因の把握と不正防止計画の策定・実施）

- 3 不正を発生させる要因を把握し、それに対応した具体的な不正使用防止計画を策定・実施して、不正を防止する。

（研究費の適正な運営・管理）

- 4 適切な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックシステムを導入し、研究費の適正な運営・管理を行う。

（情報発信・共有化の推進）

- 5 研究費の使用に関するルール等について相談・告発窓口部署を設置し、不正防止への取り組み方針等を外部に公表する。

（モニタリング）

- 6 研究費の不正使用を防止するため、実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。